

南和広域医療企業団議会

令和2年 第1回 定例会

提出議案

令和2年2月

南和広域医療企業団

提出議案目次

議案番号	事 件 名	頁
議第 1 号	令和 2 年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について	1 頁
議第 2 号	南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	4 5 頁
議第 3 号	南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について	4 9 頁
議第 4 号	南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5 1 頁

議第 1 号

令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について

(総則)

第1条 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般	291床	回復期及び療養病床	108床
(2) 年間入院患者数	入院患者数(延)	100,740人	入院患者数(延)	36,646人
	及び外来患者数	外来患者数(延)	206,064人	
(3) 1日平均入院患者数	入院患者数	376人		
	及び外来患者数	外来患者数	848人	
(4) 主な建設改良事業				
	医療機器の購入	100,175千円		
	器具備品の購入	10,798千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	10,510,154千円
第1項	医業収益	8,510,270千円
第2項	医業外収益	1,877,764千円
第3項	看護師養成事業収益	122,120千円

支 出

第1款	病院事業費用	10,507,312千円
第1項	医業費用	10,240,819千円
第2項	医業外費用	124,119千円
第3項	看護師養成事業費用	133,374千円
第4項	特別損失	6,000千円
第5項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額89,246千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	743,183千円
第1項	負担金	636,574千円
第2項	企業債	106,609千円

支 出

第1款	資本的支出	832,429千円
第1項	建設改良費	142,081千円
第2項	企業債償還金	636,575千円
第3項	県借入償還金	53,773千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機械等購入費	千円 106,609	証書借入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	5,088,763千円
2. 交際費	120千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,553,728千円と定める。

令和2年2月28日提出

南和広域医療企業団 企業長 中川 幸士

議第1号

令和2年度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

3

南和広域医療企業団

令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一 般	291 床	回復期及び療養病床	108 床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数 (延)	100,740 人	入院患者数 (延)	36,646 人
	外来患者数 (延)	206,064 人		
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	376 人		
	外来患者数	848 人		
(4) 主な建設改良事業				
	医療器械の購入	100,175 千円		
	器具備品の購入	10,798 千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入				
第1款	病院事業収益	10,510,154 千円		
第1項	医業収益	8,510,270 千円		
第2項	医業外収益	1,877,764 千円		
第3項	看護師養成事業収益	122,120 千円		
支 出				
第1款	病院事業費用	10,507,312 千円		
第1項	医業費用	10,240,819 千円		
第2項	医業外費用	124,119 千円		
第3項	看護師養成事業費用	133,374 千円		
第4項	特別損失	6,000 千円		
第5項	予備費	3,000 千円		

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額89,246千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入		
第1款	資本的収入	743,183 千円
	第1項 負担金	636,574 千円
	第2項 企業債	106,609 千円
支出		
第1款	資本的支出	832,429 千円
	第1項 建設改良費	142,081 千円
	第2項 企業債償還金	636,575 千円
	第3項 県借入償還金	53,773 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等購入費	千円 106,609	証書借入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 5,088,763 千円
2. 交際費 120 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,553,728千円と定める。

令和 2 年 2 月 28 日 提出

南和広域医療企業団

企業長 中川 幸士

令和2年度

病院事業会計予算に関する説明書

南和広域医療企業団

令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出
(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 病院事業収益	1 医療収益		10,510,154		
			8,510,270		
		1 入院収益	5,420,673		
		2 外来収益	2,346,016		
		3 その他医療収益	293,760		
		4 県補助金	85,726		
	2 医療外収益		5 他会計補助金	0	
			6 他会計負担金	364,095	
				1,877,764	
			1 受取利息及び配当金	330	
			2 県補助金	27,743	
			3 他会計補助金	26,147	
			4 他会計負担金	445,303	
3 看護師養成事業収益		5 長期前受金戻入	1,331,010		
		6 その他医療外収益	47,231		
			122,120		
		1 県補助金	80,000		
		2 その他看護師養成事業収益	42,120		

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 病院事業費用	1 医療費用		10,507,312	
			10,240,819	
		1 給与	5,088,763	費
		2 材料	1,553,728	費
		3 経費	2,199,184	費
		4 減価償却	1,371,577	費
	2 医療外費用	5 資産減耗	3,000	費
		6 研究	24,567	費
			124,119	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	29,751	
		2 長期前払消費税償却	77,368	
		3 消費税	17,000	税
			133,374	
3 看護師養成事業費用	1 看護師養成	92,312	費	
	2 看護師養成	41,062	費	
4 特別損失		6,000		
	1 固定資産売却損	2,000		
	2 過年度損益修正損	2,000		
5 予備費	3 その他の特別損失	2,000		
		3,000		
	1 予備	3,000	費	

令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

資本の収入及び支出
(収入)

款	項	目	予定額	備考
1 資本の収入			743,183	
1 負債	担保金		636,574	
1 企業	業債	1 他会計負担金	636,574	
		1 企業債	106,609	
			106,609	

(単位:千円)

(支出)

款	項	目	予定額	備考
1 資本の支出			832,429	
1 建設改良費			142,081	
		1 病院改築事業費	27,108	
		2 器械備品購入費	110,973	
		3 車両購入費	4,000	
2 企業債償還金			636,575	
3 県借入償還金		1 企業債償還金	636,575	
			53,773	
		1 県借入返還金	53,773	

(単位:千円)

令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	(単位 千円)
1. 営業活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	2,842
減価償却費	1,371,577
賞与引当金の増減額 (△は減少)	38,854
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	15,221
退職給与引当金の増減額 (△は減少)	△ 29,895
長期前受金戻入額	△ 1,331,010
受取利息及び配当金	△ 330
支払利息	29,751
未収金の増減額 (△は増加)	△ 104,023
未払金の増減額 (△は減少)	43,842
小計	36,829
利息及び配当金の受取額	330
利息の支払額	△ 29,751
業務活動によるキャッシュフロー	7,408
2. 投資活動によるキャッシュフロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 129,164
長期前払消費税及び長期貸付金の増減額 (△は増加)	64,452
他会計からの繰入金による収入	636,575
投資活動によるキャッシュフロー	571,863
3. 財務活動によるキャッシュフロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	106,609
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 636,575
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 53,773
財務活動によるキャッシュフロー	△ 583,739
資金増加額 (又は減少額)	△ 4,468
資金期首残高	1,814,146
資金期末残高	1,809,678

給与費明細書

1 総括

(単位 人:千円)

区分	職員数		給与				費			法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当	計	手当	計		
本年度	2	544	471,402	2,036,933		1,463,761	3,972,096	830,906	4,803,002		4,803,002
前年度	2	544	471,402	2,036,933		1,463,761	3,972,096	830,906	4,803,002		4,803,002
	2	507	336,126	1,994,362	111,336	1,483,224	3,925,048	821,942	4,746,990		4,746,990
比較	0	37	135,276	42,571	△ 111,336	△ 19,463	47,048	8,964	56,012		56,012
	0	37	135,276	42,571	△ 111,336	△ 19,463	47,048	8,964	56,012		56,012

(単位 千円)

区分	手当の内訳														
	地域 手当	扶養 手当	住居 手当	通勤 手当	時間外 勤務手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	初任給 調整手当	管理職特別 勤務手当	期末 手当	勤勉 手当	特殊勤務 手当	児童 手当	退職 給与費
本年度	66,216	49,968	30,576	63,684	144,420	36,168	41,356	94,464	179,712	2,497	343,963	257,581	129,912	23,244	100,053
前年度	59,268	55,476	32,520	68,976	139,716	37,752	43,728	96,996	189,600	2,470	342,464	251,862	138,336	24,060	52,819
比較	6,948	△ 5,508	△ 1,944	△ 5,292	4,704	△ 1,584	△ 2,372	△ 2,532	△ 9,888	27	1,499	5,719	△ 8,424	△ 816	47,234

2 給与及び手当の状況

(1) 職員1人あたりの給与

(単位 円)

区	分	医師職	医療技術職	看護職	看護教育職	事務職	その他の職
令和2年4月1日 予定	平均給料月額(円)	465,000	311,000	300,000	394,000	267,000	257,000
	平均給与月額(円)	1,050,000	382,000	372,000	434,000	329,000	299,000
	平均年齢(歳)	45.53歳	41.87歳	37.97歳	49.63歳	37.26歳	46.79歳
平成31年4月1日 予定	平均給料月額(円)	457,000	322,000	308,000	388,000	269,000	249,000
	平均給与月額(円)	1,039,000	430,000	422,000	439,000	362,000	302,000
	平均年齢(歳)	45.54歳	42.89歳	39.03歳	48.67歳	38.62歳	45.36歳

(2) 初任給

(単位 円)

区	分	医師職	医療技術職	看護職	看護教育職	事務職	一般会計の制度 (一般行政職)
高校	卒					154,900	154,900
大学	卒	316,500	194,700	220,700	221,600	188,700	188,700

(3) 級別職員数

(単位 人: %)

区	分	医師職		医療技術職		看護職		看護教育職		事務職		その他の職	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和2年4月1日予定	1級	23	35.4	18	16.7					17	50.0		
	2級	16	24.6	22	20.4	108	35.6	9	100.0	8	23.5		
	3級	26	40.0	14	13.0	47	15.5			3	8.8	24	100.0
	4級			9	8.3	125	41.4			4	11.8		
	5級			40	37.0	22	7.3			2	5.9		
	6級				5	4.6	1	0.3					
	7級												
	計	65	100.0	108	100.0	303	100.1	9	100.0	34	100.0	24	100.0
平成31年4月1日現在	1級	16	27.6	10	10.1					14	51.9		
	2級	15	25.9	25	25.3	124	40.5	9	100.0	5	18.5		
	3級	27	46.5	12	12.1	36	11.8			3	11.1	24	100.0
	4級			9	9.1	125	40.9			3	11.1		
	5級			39	39.4	20	6.5			2	7.4		
	6級			4	4.0	1	0.3						
	7級												
	計	58	100.0	99	100.0	306	100.0	9	100.0	27	100.0	24	100.0

(4) 級別の標準的な職務内容

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医師 医療職(一)	医員	医長	副院長 部長 センター長	院長			
医療技術員 医療職(一)	技師	主任技師	主査	係長 主任主査	副部長 副技師長	部長 技師長	
看護師 医療職(三)		主任技師 技師	主査	主任	副部長 師長	部長	
事務職員 行政職(一)	主事	主任主事	主査	係長 主任主査	課長 課長補佐	事務局次長	事務局長
看護専門学校職員 教育職(四)	技師	副校長/教務主任/ 教務主査/主任技師					
その他職員	技能員	副主任技能員	主任技能員				

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12(月分)		
本年度	2.225	2.225	4.450	有
前年度	2.125	2.275	4.400	有
一般会計の制度	2.225	2.225	4.450	有

(6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	

(7) 地域手当

支給率 (%)	11
支給対象職員数 (人)	65
一般会計の制度 (支給率) (%)	—

(8) 特殊勤務手当

区分	全職種	医師職	医療技術職	看護職	看護教育職	事務職	その他の職
給与の総額に対する比率 (%)	4.4	1.3	0.7	7.9	—	—	6.7
支給対象職員の比率 (%) (令和2年4月1日予定)	70.5	40.0	47.9	91.1	—	—	91.7
支給対象職員1人あたり 平均支給月額 (円)	28,330	32,858	5,261	32,427	—	—	21,891
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜看護勤務手当						

(9) その他の手当

区分	分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当		同	—
住居手当		同	—
通勤手当		同	—

令和元年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定損益計算書 (前年度)

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

(単位:千円)

1.	医業収益			
(1)	入院収益	5,246,247		
(2)	外来収益	2,117,067		
(3)	その他医業収益	291,119		
(4)	県補助金	36,174		
(5)	他会計補助金	0		
(6)	他会計負担金	361,060	8,051,667	
2.	医業費用			
(1)	給与	4,738,400		
(2)	材料	1,569,616		
(3)	経費	2,063,373		
(4)	減価償却	1,434,264		
(5)	資産減耗	0		
(6)	研究修費	19,284	9,824,937	
	医業利益			△ 1,773,270
3.	医業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	395		
(2)	県補助金	21,579		
(3)	他会計補助金	25,770		
(4)	他会計負担金(医業外)	437,607		
(5)	長期前受金戻入	1,293,068		
(6)	その他医業外収益	60,093	1,838,512	
4.	看護師養成事業収益			
(1)	県補助金	80,000		
(2)	その他看護師養成事業収益	38,647	118,647	

5.	医業外費用				
(1)	支払利息及び企業債取扱い諸費	29,334			
(2)	長期前払消費税償却	74,121			
(3)	消費税	15,000			
(4)	雑支	0	118,455		
6.	看護師養成事業費用				
(1)	給与	91,175			
(2)	看護師養成費	19,853	111,028		1,727,676
	経常利益				△ 45,594
7.	特別損失				
(1)	固定資産売却損	0			
(2)	過年度損益修正損	620			
(3)	その他特別損失	0	620		△ 620
当	年度純損				△ 46,214
前	年度繰越欠損金				△ 1,111,395
当	年度繰越欠損金				△ 1,157,609

令和元年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表(前年度)

令和2年3月31日

資産の部

(単位 千円)

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
(イ) 土地	1,370,037	1,370,037	
(ロ) 建物	11,845,173		
建物減価償却累計額	△2,157,012	9,688,161	
(ハ) 器械・備品	4,893,637		
器械・備品減価償却累計額	△2,945,183	1,948,454	
(ニ) 車輛運搬用具	25,118		
車輛運搬用具減価償却累計額	△3,796	21,322	
(ホ) 建設仮勘定		0	
有形固定資産合計			13,027,974
(2) 投資			
(イ) 長期貸付金		0	
(ロ) 長期前払消費税		359,566	
(ハ) その他投資		0	
投資合計			359,566
固定資産合計			13,387,540
2. 流動資産			
(1) 現金・預金		1,814,146	
(2) 未収	1,220,385		
貸倒引当金	0	1,220,385	
(3) 貯蔵品		54,609	
(4) その他流動資産			
流動資産合計			3,089,140
資産合計			16,476,680

負債の部

(単位 千円)

3. 固定負債			
(1) 企業債 (固定)			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,811,854		
企業債 合計		4,811,854	
(2) 他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	433,565		
他会計借入金 合計		433,565	
(3) 引当			
(イ) 退職給付引当金	893,793		
引当金 合計		893,793	
固定負債 合計			6,139,212
4. 流動負債			
(1) 未払金		761,333	
(2) 企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	636,575		
他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	53,773		
引当			
(イ) 賞与引当金	239,166		
(ロ) 法定福利費引当金	48,056		
287,222			
(5) その他の流動負債			
(イ) 預り金			
(ロ) その他の流動負債	28,000		
流動負債 合計			1,766,903
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		12,400,842	
(2) 長期前受金収益化累計額		△4,901,402	
繰延収益 合計			7,499,440
負債 合計			15,405,555

資 本 の 部

(単位 千円)

6. 資本金				
(1) 出資	金			
資本	金	合計	1,000,000	
7. 剰余金				1,000,000
(1) 資本	剰余金			
(イ) 国・県	補助金		1,069,228	
(ロ) 受贈財産	評価額		1,000	
(ハ) 他会計	負担金		158,506	
資本	剰余金	合計	1,228,734	
(2) 欠損	金			
(イ) 繰越	欠損金		△1,111,395	
(ロ) 当年度	純損		△46,214	
欠損	金	合計	△1,157,609	
剰余金	金	合計		71,125
資本	本	合計		1,071,125
負債・資本	本	合計		16,476,680

令和2年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予定貸借対照表

令和3年3月31日

資産の部

(単位 千円)

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
(イ) 土地		1,370,037		1,370,037
(ロ) 建物		11,869,816		
建物減価償却累計額		△2,747,288		9,122,528
(ハ) 器械・備品		4,994,522		
器械・備品減価償却累計額		△3,722,104		1,272,418
(ニ) 車輛運搬具		28,754		
車輛運搬具減価償却累計額		△8,176		20,578
(ホ) 建設仮勘定				0
有形固定資産合計				11,785,561
(2) 投資				
(イ) 長期貸付金				0
(ロ) 長期前払消費税				295,114
(ハ) その他の投資				0
投資合計				295,114
固定資産合計				12,080,675
2. 流動資産				
(1) 現金・預金				1,809,678
(2) 未収金		1,324,408		
貸倒引当金		0		1,324,408
(3) 貯蔵品				54,609
(4) その他の流動資産				
流動資産合計				3,188,695
資産合計				15,269,370

負債の部

(単位 千円)

3. 固定負債			
(1) 企業債 (固定)			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,502,320		
企業債合計		4,502,320	
(2) 他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	379,792		
他会計借入金合計		379,792	
(3) 引当金			
(イ) 退職給付引当金	863,898		
引当金合計		863,898	
固定負債合計			5,746,010
4. 流動負債			
(1) 未払金		805,175	
(2) 企業債			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	416,143		
他会計借入金			
(イ) その他の長期借入金	53,773		
引当金			
(イ) 賞与引当金	278,020		
(ロ) 法定福利費引当金	63,277		
341,297			
(5) その他の流動負債			
(イ) 預り金	0		
(ロ) その他の流動負債	28,000		
28,000			
流動負債合計			1,644,388
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		13,037,417	
(2) 長期前受金収益化累計額		△6,232,412	
繰延収益合計			6,805,005
負債合計			14,195,403

資 本 の 部

(単位 千円)

6. 資本金				
(1) 出資	金		1,000,000	
資本	合計			1,000,000
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
(イ) 国・県補助金			1,069,228	
(ロ) 他会計補助金			1,000	
(ハ) 他会計負担金			158,506	
資本剰余金合計			1,228,734	
(2) 利益剰余金				
(イ) 減価積立金			0	
(ロ) 利益積立金			0	
(ハ) 建設改良積立金			0	
利益剰余金合計			0	
(3) 欠損金				
(イ) 繰越欠損金			△1,157,609	
(ロ) 当年度純利益			2,842	
欠損金合計			△1,154,767	
剰余金合計				73,967
資本合計				1,073,967
負債・資本合計				15,269,370

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 50年

構築物 20年

器械・備品 5年

車両運搬具 6年

2 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は一括比例配分方式による。

II. 予定貸借対照表関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は4,918,463千円である。

議第1号

参考資料

令和2年度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

施設別明細書

病 床 数 及 び 患 者 数

○南奈良総合医療センター
病床数

(単位：床、人)

区 分	当 年 度	備 考
一 般 病 床 (HCU 含 む)	196	
回 復 期 病 床	36	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年 延 入 院 患 者 数	81,760	回復期病床含む
一 日 平 均 入 院 患 者 数	224	回復期病床含む
年 延 外 来 患 者 数	161,595	訪問診療含む
一 日 平 均 外 来 患 者 数	665	訪問診療含む

○吉野病院
病床数

区 分	当 年 度	備 考
一 般 病 床	50	
療 養 病 床	46	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年 延 入 院 患 者 数	31,536	療養病床含む
一 日 平 均 入 院 患 者 数	86	療養病床含む
年 延 外 来 患 者 数	25,515	訪問診療含む
一 日 平 均 外 来 患 者 数	105	訪問診療含む

○五條病院

病床数

区分	病床数	当年度	備考
一般病棟		45	
療養病棟		26	

患者数

区分	患者数	当年度	備考
年延入院患者数		24,090	療養病棟含む
一日平均入院患者数		66	療養病棟含む
年延外来患者数		18,954	訪問診療含む
一日平均外来患者数		78	訪問診療含む

収益費用明細書

【南奈良総合医療センター】 (収益的収入)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益	入院収益	8,225,710			
	外来収益	6,686,313			
	入院収益	4,193,469	入院収益	4,193,469	
	外来収益	1,943,379	外来収益	1,943,379	
	その他医療収益	224,059			
医療外収益	県補助金	85,726	県補助金	85,726	
	他会計負担金	239,680	他会計負担金	239,680	
		1,417,277			
	受取利息及び配当金	330			
	県補助金	27,113	預金利息	330	
	他会計補助金	26,147	県補助金	27,113	
	他会計負担金	285,425	他会計補助金	26,147	
	長期前受金戻入	1,036,103	他会計負担金	285,425	
	その他医療外収益	42,159	長期前受金戻入	1,036,103	
看護師養成事業収益	県補助金	122,120	その他医療外収益	42,159	
		80,000			
	その他看護師養成事業収益	42,120	県補助金	80,000	
			その他看護師養成事業収益	42,120	

(収益の支出)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業費用		8,353,559			
	医療費用	8,092,066			
	給与費	3,948,561	給料	1,506,761	
			手当	1,145,881	
			報酬	373,804	
			賃金	0	
			法定福利費	569,473	
			法定福利費引当金繰入額	47,394	
			退職給与費	85,726	
			退職給与費引当金繰入額	14,327	
			賞与引当金繰入額	205,195	
	材料費	1,391,686			
			薬品費	736,530	
			診療材料費	647,126	
			給食材料費	103	
			医療消耗品費	7,927	
	経費	1,661,151			
			福利厚生費	190	
			報償費	1,417	
			旅費交通費	4,958	
			職員被服費	2,321	
			消耗品費	36,177	
			消耗品費	15,087	
			光熱水費	133,908	
			燃料費	16,818	
			食料費	1,227	
			印刷製本費	8,010	

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
			繕費	28,521	
			保険料	6,660	
			手数料	3,555	
			賃借料	136,530	
			委託料	1,118,545	
			広告料	132	
			公課費	5	
			通信運搬費	17,637	
			交際費	120	
			諸会費	7,919	
			負担金	121,372	
			雑費	42	
	減価償却費	1,067,168			
			建物減価償却費	110,094	
			建物付属設備減価償却費	289,417	
			構築物減価償却費	11,465	
			医療器械減価償却費	470,292	
			器械備品減価償却費	182,227	
			車両減価償却費	3,673	
	資産減耗費	1,000			
			固定資産除却費	1,000	
	研究修費	22,500			
			謝金	1,769	
			図書費	5,755	
			旅費	8,654	
			研究雑費	6,322	

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
医業外費用		124,119			
	支払利息及び企業債取扱諸費	29,751	企業債利息	28,929	
			一時借入金利息	822	
	長期前払消費税償却	77,368	長期前払消費税償却	77,368	
	消費税	17,000	消費税	17,000	
看護師養成事業費用		133,374			
	給与	92,312	給料	42,660	
			手当	15,095	
			報酬	12,917	
			賃金	0	
			法定福利費	14,231	
			法定福利費引当金繰入額	1,230	
			賞与引当金繰入額	6,179	
	看護師養成費	41,062	教材費	837	
			旅費交通費	885	
			職員被服費	53	
			消耗品費	624	
			消耗品費	550	
			光熱水費	9,939	
		燃料費	1,198		
		食料費	17		
		印刷製本費	1,100		
		修繕費	55		
		保険料	359		

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
特別損失			手数	3	
			賃借料	1,035	
			通信用搬	618	
			委託料	23,380	
			諸会費	385	
			負担金	24	
			3,000		
	固定資産売却損	1,000			
	過年度損益修正損	1,000		1,000	
	その他特別損失	1,000		1,000	
予備費		1,000			
	予備費	1,000			
			予備	1,000	
			費		

(資本的收入)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の収入	入金	717,520			
	負担金	636,574			
	他会計負担金	636,574	他会計負担金	636,574	
企業債		80,946			
	企業債	80,946	企業債	80,946	

(資本の支出)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の支出	出費	780,159			
	建設改良費	93,200			
	病院改築事業費	8,000	工事請負費	8,000	
	器械備品購入費	81,200	医療器械購入費	80,947	
			備品購入費	253	
	車両購入費	4,000	車両購入費	4,000	
企業債償還金		636,575			
	企業債償還金	636,575	企業債償還金	636,575	
県借入償還金		50,384			
	県借入償還金	50,384	県借入償還金	50,384	

【吉野病院】

(収益的収入)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益		1,225,189			
		1,054,902			
	入院収益	701,365	入院収益	701,365	
	外来収益	232,306	外来収益	232,306	
医療外収益	その他医療収益	49,711	室料差額収益	33,773	
			公衆衛生活動収益	5,498	
			その他医療収益	10,440	
	他会計負担金	71,520	他会計負担金	71,520	
	県補助金	170,287			
医療外収益	他会計負担金	315	他会計負担金	315	
	他会計負担金	94,604	他会計負担金	94,604	
	長期前受金戻入	70,840	長期前受金戻入	70,840	
	その他医療外収益	4,528	その他医療外収益	4,528	

(収益の支出)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業費用		1,121,050			
		1,118,550			
医療費用	給与	635,788			
			給料	271,512	
			手当	178,715	
			報酬	40,446	
			賃金	0	
			法定福利費	100,189	
			法定福利費引当金繰入額	8,119	
			賞与引当金繰入額	36,807	
材料	費	94,548			
			薬品費	64,362	
			診療材料費	27,623	
			給食材料費	55	
			医療消耗品費	2,508	
経費	費	310,004			
			報酬費	16	
			旅費交通費	347	
			消耗品費	5,735	
			消耗品費	1,482	
			光熱水費	34,765	
			燃料費	10,704	
			食料費	11	
			印刷製本費	594	
			修繕費	13,970	
			保険料	1,820	
			手数料	291	

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
			賃借料	39,804	
			委託料	178,144	
			公課費	3	
			通運搬費	2,546	
			諸会費	764	
			負担金	19,000	
			雑費	8	
	減価償却費	75,848			
			建物減価償却費	54,677	
			建物付属設備減価償却費	350	
			医療器械減価償却費	7,650	
			器械備品減価償却費	12,705	
			車両減価償却費	466	
	資産減耗費	1,000			
	研究研修費	1,362			
			謝礼金	300	
			図書費	110	
			旅費	852	
			研究雑費	100	
特別損失		1,500			
	固定資産売却損	500			
	過年度損益修正損	500		500	
	その他特別損失	500			
				500	
予備費		1,000			
	予備費	1,000			
			予備費	1,000	

(資本的收入)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の収入 企業債		20,977			
		20,977			
	企業債	20,977	企業債	20,977	

(資本の支出)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の支出 建設改良費		42,615			
		42,615			
	病院改築事業費	19,108	工事請負費	19,108	
	器械備品購入費	23,507			
			医療器械購入費	14,542	
			備品購入費	8,965	

【五條病院】

(収益的収入)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考	
			区分	金額 (千円)		
病院事業収益		1,059,255				
	医療収益	入院収益	769,055			
		入院収益	525,839	入院収益	525,839	
		外来収益	170,331	外来収益	170,331	
		その他医療収益	19,990	室料差額収益	11,285	
				公衆衛生活動収益	1,963	
				その他医療収益	6,742	
		他会計負担金	52,895	他会計負担金	52,895	
	医療外収益		290,200			
		県補助金	315	長期前受金戻入	315	
他会計負担金		65,274	長期前受金戻入	65,274		
長期前受金戻入		224,067	長期前受金戻入	224,067		
その他医療外収益		544	その他医療外収益	544		

(収益の支出)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業費用		1,032,703			
	医療費用	1,030,203			
	給与	504,414	給料	216,000	
			手当	124,070	
			報酬	44,235	
			賃金		
			法定福利費	83,736	
			法定福利費引当金繰入額	6,534	
			賞与引当金繰入額	29,839	
	材料	67,494			
			薬品費	45,006	
			診療材料費	21,052	
			給食材料費	36	
			医療消耗品費	1,400	
	経費	228,029			
			旅費交通費	241	
			消耗品費	2,940	
			消耗品費	1,500	
			光熱水費	25,148	
			燃料費	4,130	
			食料費	11	
			印刷製本費	396	
			修繕費	11,662	
			保険料	1,507	
			手数料	266	
			賃借料	11,139	

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
			委託料	156,797	
			広告料	110	
			公課費	3	
			通信運搬費	2,482	
			諸会費	692	
			負担金	9,000	
			雑費	5	
	減価償却費	228,561			
			建物減価償却費	37,582	
			建物付属設備減価償却費	82,803	
			構築物減価償却費	3,888	
			医療器械減価償却費	42,838	
			器械備品減価償却費	61,209	
			車両減価償却費	241	
	資産減耗費	1,000			
	研究研修費	705			
			図書費	110	
			旅費	495	
			研究雑費	100	
特別損失		1,500			
	固定資産売却損	500			
	過年度損益修正損	500		500	
	その他特別損失	500		500	
予備費		1,000			
	予備費	1,000			
			予備費	1,000	

(資本的收入)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の収入 企業債		4,686			
		4,686			
	企業債	4,686	業	債	
			企	業	債
					4,686

(資本の支出)

款・項	目	当年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本の支出 建設改良費		9,655			
		6,266			
	器械備品購入費	6,266			
			医療器械購入費		4,686
			備品購入費		1,580
県借入金返還金		3,389			
	県借入金返還金	3,389			
			県借入金返還金		3,389

議第 2 号

南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例について次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

南和広域医療企業団企業長 中川 幸士

南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 企業長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 企業長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 企業長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 企業長は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 企業長は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 企業長は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 企業長は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第8号)第2条の規定による承認
- (2) 南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第9号)第2条の規定による承認
- (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第6項の規定により読み替えて準用する同条第3項から第5項までの規定を最低基準として定める管理規程の規定による承認
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合
(任期の更新)

第6条 企業長は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 企業長は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「非専門的任期付職員」という。)の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 特定任期付職員には、管理規程で定める給料表を適用する。

- 2 企業長は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員の職務に応じて管理規程に定める基準に従い決定する。
- 3 企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、管理規程で定めるところにより、特定任期付職員業績手当として支給することができる。

第8条 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第13号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第8条、第12条、第15条から第17条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条第1項の規定の適用については、同条中「第16条第1項に規定する職員」とあるのは、「南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年南和広域医療企業団条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(非専門的任期付職員の給与の特例)

第9条 給与条例第14条及び第17条の規定は、非専門的任期付職員には、適用しない。

- 2 給与条例第5条、第6条から第8条まで及び第21条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。
- 3 任期付短時間勤務職員についての給与条例第12条第3項の適用については、同条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等

に関する条例(令和2年南和広域医療企業団条例第 号)第4条の規定により任期を定め
て採用された職員」とする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 号

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について

南和広域医療企業団職員定数条例について次のとおり改正したいので、議会の議決を求めらる。

令和2年2月28日提出

南和広域医療企業団企業長 中川 幸士

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団職員定数条例(平成24年南和広域医療組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 次に掲げる職員は、定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項及び南和広域医療企業団職員の分限に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第5号)第2条の規定により休職にされている職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員
- (4) 南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第10号)第7条の規定により自己啓発等休業をしている職員
- (5) 南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第11号)第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 4 号

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
について

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例について次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

南和広域医療企業団企業長 中川 幸士

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合
条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合においては」を削り、「100分の107.5」を
「100分の117.5」に、「100分の157.5、12月に支給する場合においては、
企業長にあつては100分の122.5、副企業長にあつては100分の172.5」を
「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

